

収容されている権利者への補償説明について

高本 佳行

近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 経理課 (〒646-0003 和歌山県田辺市中万呂 142)

本論文は、当事務所所管の道路事業に必要な取得対象地について、登記名義人の法定相続人の1人(以下「A氏」とする。)が刑事施設に収容されている事実が判明したことを受けて、被収容者を相手方とした一連の用地補償の過程において、用地担当職員が実務上直面すると思われる諸問題及びそれらに対する対応方針の検討結果について、発表するものである。

キーワード 被収容者, 補償説明

1. 権利者調査の経緯

(1) 不在者財産管理人選任の申し立て

当事務所が所管する道路事業に必要な土地の登記名義人の相続人の追跡調査を行ったところ、相続人の1人であるA氏の所在が不明であったことから、近畿地方整備局用地部から大阪法務局を通じて大阪家庭裁判所に不在者財産管理人選任の申し立てを行った。

(参考)

○不在者財産管理人とは？

行方不明の人(不在者)の財産を管理する人のことで、相続の場面では、行方不明となっている相続人がいる際にその相続人の財産を管理する人物のこと。

(2) 大阪家庭裁判所からの情報提供

2016年年末、不在者財産管理人選任の申し立て先である大阪家庭裁判所から大阪法務局を通じて、所在不明であったA氏がX刑務所に収容されている旨の情報提供があった。

(3) X刑務所への文書照会

大阪家庭裁判所からの情報提供を受けて、事務所長名でX刑務所長へ以下の事項について、文書照会を行った。

<照会事項>

- ① 受刑者の人定事項
- ② 受刑者の収容の有無
- ③ 受刑者の釈放予定日

後日、X刑務所長から「本人(A氏)をY医療刑務所へ移送しましたので、同所に依頼願います。」との文書回答があった。

(4) Y医療刑務所への文書照会

X刑務所長からの文書回答を受け、Y医療刑務所への

文書照会手続を進めようとしていたが、並行して公用請求で取得したA氏の住民票において死亡が確認されたことから、手続を取り止めることとなった。

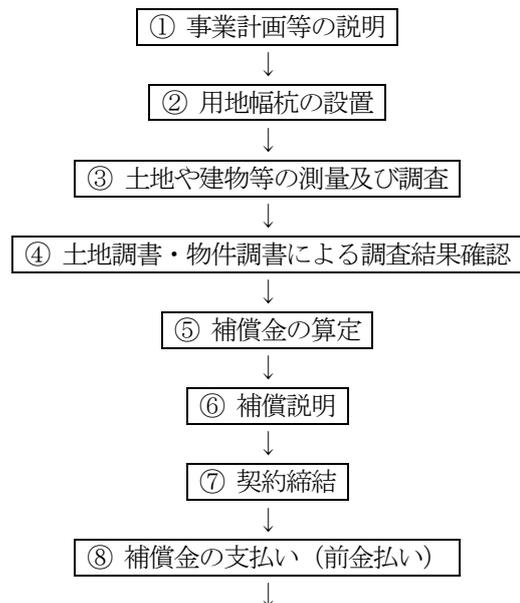
<参考：照会予定事項>

- ① 受刑者の人定事項
- ② 受刑者の収容の有無
- ③ 受刑者の病状
- ④ 受刑者の釈放予定日

以後の論文は、仮にA氏が現在も引き続き、刑事施設に収容されていることを前提としたうえで、被収容者を相手方とした一連の用地補償の過程において、用地担当職員が実務上、直面すると思われる諸問題及びそれらに対する対応方針について検討するものである。

2. 一般的な用地補償の流れ

一般的な用地補償の流れを示すと以下のとおりとなる。



⑨ 建物等の移転及び土地の引渡し



⑩ 補償金の支払い (残金払い・一括払い)

今回の場合、登記名義人は死亡しており、相続が発生している。

相続が発生している場合でも、原則として各相続人全員に「①事業計画等の説明」を行い、「②用地幅杭の設置」や「③土地や建物等の測量及び調査」の事前了解を得る必要があるが、実務上相続人が多数の場合は、相続人代表の方に当所との窓口を依頼し、相続人代表の方から他の相続人に対し、当所との交渉状況の説明を行っていただいているのが現状である。

ただし、契約行為は相続人全員と行う必要があるため、共通の事務手続である「④土地調書・物件調書による調査結果確認」以降の手続について、被收容者を相手方とした場合に、用地担当職員が実務上直面すると思われる諸問題及びそれらに対する対応方針について検討を行う。

3. 用地補償の各段階における諸問題及び対応方針

(1) 土地調書・物件調書(以下「調書」とする。)による調査結果確認

(実務上の根拠規定)

①近畿地方整備局用地事務取扱細則運用指針 (以下「運用指針」とする。) 第33条 (土地調書及び物件調書の作成手続)

②運用指針第34条 (土地調書及び物件調書の作成要領)

(必要なもの)

- ・当 所：事務所長決裁済の調書
調書の添付図面

- ・相手方：認印

a) 問題点 (その1)

調書に記載してもらおう相手方の住所はどうするのか?



<選択肢>

- ① 住所地
- ② 居住地 (今回の場合はY医療刑務所の所在地)

b) 対応方針

最終的な登記手続を見据えて、①住所地为調書記載の住所とする。

(但し、刑事施設職員との調整が必要。)

<判断根拠>

- ・②居住地とすることは以下の問題点があり却下する。
調書の住所を居住地とすると、本人性に疑義が生じないよう契約書類 (契約書、請求書、登記承諾書) の住所も居住地とする必要がある。調書、契約書及び請求書は

当所内部資料であるため、居住地でも特段問題はないが、法務局に提出する登記承諾書の住所を刑事施設のある居住地にしてしまうと、所有権移転登記の前提登記である相続登記の際に、A氏が刑事施設に收容されていたことが、全部事項証明書甲区欄の記載から公の情報になる。

人権擁護の担当省庁である法務局が、そのような人権配慮に欠ける登記手続を行うかは疑問が残り、用地担当職員としても人権に配慮した登記手続を行うことが必要である。

また、本人の刑事施設からの出所や別の刑事施設への移送も予想されることから、居住地とすることは難しい。

- ・①住所地とすることについても以下のとおり若干の懸案はあるが、調整は十分可能であるため、①住所地为調書記載の住所とする。

居住地の件同様、調書の住所を住所地とすると契約書類の住所についても、本人性に疑義が生じないように住所地とする必要がある。

契約書類には、実印の押印と印鑑登録証明書の添付が必要になるため、通常の場合、契約書類の住所は印鑑登録の住所地となる。

本件の場合、住所地は刑事施設收容後においても異動はないが、被收容者自身が印鑑登録証明書を市役所から取り寄せることは現実的に不可能である。よって、住所地为契約書類に記載しても本人性に疑義が生じる可能性は残るが、本人からの委任を受け、当所又は刑事施設職員による印鑑登録証明書の公用請求が可能であれば、本人性疑義の問題は解消する。公用請求が不可であっても契約書類に後述の刑務所長の奥書証明を得れば実務上の問題は解決する。

a) 問題点 (その2)

そもそも被收容者は認印 (印鑑) を持っているのか?



b) 対応方針

刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律、同規則 (以下「法」「規則」とする。) により印鑑は自弁のものを使用可能となっているが、法令解釈については刑事施設職員の確認が必要である。調書押印に際し、印鑑を使用することの可否についても、刑事施設職員の確認が必要である。

被收容者が印鑑を持参し、使用が可能であれば、印鑑を押印してもらおうこととする。

印鑑を持参していない場合や、使用が不可であれば、拇印により対応せざるを得ない。(調書はあくまで補償金算定の基礎資料となるだけなので、後述の刑務所長の奥書証明は不要とする。)

(参考)

○法第42条

被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

五 その他法務省令で定める物品

○規則第17条

法第42条第1項第五号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 印紙及び印鑑

a) 問題点 (その3)

拇印を拒否された場合の対応は？



b) 対応方針

拇印の押印を拒否されたら、署名のみでも可とする。ただし、本人性疑義の解消のため、刑務所長の奥書証明があれば望ましい。

(2) 補償説明

a) 問題点 (その1)

補償説明のための面会のアポ取りはどうするのか？



b) 対応方針

事業用地の取得という公務上の必要性があることから、補償説明を行うための面会は法第111条第1項第二号に該当し、刑事施設の長の許可は可能と考える。

ただし、実務上は事務所長から刑事施設あての照会文書により、面会の可否判断を求め、刑事施設からの指示に基づき、具体の事項について詳細な調整を進めることとする。

(参考)

○法第111条

刑事施設の長は、受刑者（未決拘禁者としての地位を有するものを除く。以下この目において同じ。）に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、（中略）これを許すものとする。

一 （略）

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者。

三 （略）

a) 問題点 (その2)

面会時において、当所からの補償説明に理解が得られない場合はどうするのか？



b) 対応方針

補償説明に理解が得られない場合の対応は、被収容者を相手方とした場合でも、通常の場合のそれと何ら変わることはない。

よって、事業者として取り得る全ての事項について最善を尽くし、最終的には土地収用制度も見据えた検討を行ったうえで、土地収用法等の関係法令に基づく対応を行うこととする。ただし、¹⁾法務省HPによると被収容者と面会できる回数が定められているため、被収容者に対する補償説明の状況を刑事施設職員に随時伝えつつ、面会の回数について刑事施設の柔軟な対応を求めるとも肝要である。

(3) 契約締結

a) 問題点 (その1)

契約書類の受け渡しはどうするのか？



(必要なもの：標準的な場合)

・当所

①契約書 ②請求書 ③登記承諾書

④契約時確認書 ⑤個人番号記載簿

・相手方

①実印及び印鑑登録証明書

②マイナンバーカード

b) 対応方針

¹⁾法務省HPによると、契約書類は被収容者に直接受け渡しは出来ず、「差し入れ」として扱われるとのことである。

契約書類の回収については、当所負担の返信用封筒をあわせて「差し入れ」することが可能であれば、契約書類に同封することで、当所の事務負担軽減につながるであろう。

a) 問題点 (その2)

契約書類に記載する住所や押印、印鑑登録証明書はどうするのか？



b) 対応方針

契約書類に記載してもらった住所については(1)「土地調査・物件調査による調査結果確認」で述べたとおり、調査書の住所同様に住所地とする。

契約書類への押印についても同様の取り扱いとする。

印鑑登録証明書については、被収容者からの委任を受け、公用請求が可能であれば公用請求により印鑑登録証明書を取り寄せる。公用請求が不可であれば、それに替わるものとして、刑務所長の奥書証明を依頼する。

(参考)

○奥書証明とは？

奥書証明とは、証明を受けようとする事項を記載した文章の末尾に、立会者等がその事実を確認するために署名、捺印をすること。

なお、通常の場合であれば④契約時確認書と⑤個人番号記載簿が必要書類となるが、被収容者を相手方とした場合のそれらの書類の必要性については適宜判断することとする。

(4) 建物等の移転及び土地の引渡し

a) 問題点 (その1)

登記手続きはどうするのか？



b) 対応方針

民事局長通達に刑務所長の奥書証明があれば登記手続きは可能とあるが、事前に管轄法務局との以下の点について確認を行い、事務手続きを進めることとする。

(法務局への確認事項)

・民事局長通達にある委任状は民々事例を想定していると思われる。嘱託登記の場合、委任状に替わるものとして登記承諾書が用意されているため、登記承諾書に奥書証明をもらうことになると考える。

(参考)

○法務省民事局長通達 (昭和39年2月27日民事甲第423号)

刑務所在監者が代理人によって登記の申請をする場合には、本人の押印である旨を刑務所長または刑事支所長において奥書証明した委任状を添付してすべきものとされる。

a) 問題点 (その2)

被収容者の物件がある場合の対応はどうするのか？
(本人による撤去履行が現実的に無理。)



b) 対応方針

① 他の相続人との共有物件の場合

他の相続人に撤去を依頼し、撤去費用相当額を補償。被収容者には価値補償のみ行う。その際、相続人全員から徴収する物件調書に撤去義務が相続人の誰に課せられているのか明確にしておく必要がある。

② 被収容者の単独物件の場合

物件移転の実施について、委任できる者がいないか被収容者と協議し、協議結果に応じた対応をとる。

(5) 補償金の支払い

a) 問題点 (その1)

補償金の支払いをどうするのか？



b) 対応方針

被収容者に対して、補償金を受け取る意思及び補償金を振込可能な口座の有無の確認を行う。なお、振込可能な口座が無い場合は、刑事施設職員に対して、直接現金を持参人払することの可否について確認を行う。

なお、持参人払の場合、支払の証拠書類として補償金の受領書が必要になる。補償金受領書の様式、記載事項及び奥書証明の必要性について、本局会計課や事務所経理課と詳細な調整を行う。(その際は収用裁決補償金の持参人払の例が参考になると思われる。)

また、第三者に対する補償金の払い渡しを希望された場合は、近畿地方整備局用地事務取扱細則上の委任払の手続きに拠る。

(6) その他の問題点

その他補償説明を進めるうえで、補償金の支払いにより生じる課税上の特例制度の取扱や年金等の各種給付金について、被収容者の場合であれば、それらがどのような影響が出るのか等の様々な疑問が生じる。

それらの点については、事前に刑事施設職員への確認を行い、事業者としての説明責任を果たせるような事前準備が必要である。

また、土地所有者が第三者の場合、物件所有者(被収容者)と土地所有者間で土地に関する権利配分を決める必要があるが、当事者間の協議は事実上不可能であるため、被収容者に対する権利消滅補償金の算定が出来ないことも想定される。

4. さいごに

要するに円滑な用地補償を行うためには、刑事施設職員や管轄法務局との詳細な調整を行うことが最も重要である。

今回は被収容者の死亡により実際の用地補償には至っていない。また実際の用地補償を進める過程において、本論文で触れた問題点以外の問題に直面することも多分に想定されるが、本論文が各機関における同様事例の参考になれば幸いである。

(本論文は、紀南河川国道事務所用地第二課在籍時の所掌事務を元に作成したものである。)

参考文献

1)法務省HP:刑事施設に収容されている被収容者との面会や手紙の発受等を希望される方へ